

等の整備充実を図り、当町の少子化対策、子育て支援に努めたい。

◆渡邊眞次議員

【町道編入による道路整備手続きについて】

問 分筆登記の地元負担の本質について

について

答 近年、農道などから新たに町道に編入した場合において、相続問題等で分筆登記ができず、町道に認定したものの未登記のために町道の中に民地が残る事態が年々増加し、町道の適切な管理に大きな支障をきたすこととなつていて

このため、地元から町道認定を申請される場合は、町道となる土地の分筆、相続等の手続きを済ませた後に申請をしていただくこととしたもので、関係者の方々には十分お話ををして、ご理解をいたしました上で認定作業をしているものである。

したがつて、町道の適正な管理上の問題からこのような手続きをしており、これまでに認定した路線の登記処理の費用とは直接関係しないものである。しかし、現在の規則では、今後の運用面において業務執行上の問題点も想起されるので、適正な町道管理を念頭において中で、規則の改正を含め検討を進めていきたないと考へている。

なお、現在の未登記路線について

てはできる限り早期に全処理を終えるべく計画的に取り組んでいます。

【上水道管の洗浄について】

管内洗浄の方法について

答 ドレーンからの排水洗浄では、

洗浄可能な区間が限られてしまい、により不測の濁水発生を招くおそれが大であることなどから、濁り水が生じた区間毎の洗浄による対応を行つてあるところである。

◆横山二郎議員

【国民健康保険税の一部負担金の減免について】

問 要綱作成の遅れについて

答 県内でも整備しているのは松山市と新居浜市のみで、当町も厳しい財政運営の中、現在に至つている状況である。なお、高額な窓口負担金については高額療養費の貸付制度を利用している。

問 取り組みの現状と今後の見通しについて

答 国は、昨年度実施した、「国民健康保険における一部負担金の適切な運用に係るモデル事業」の結果を踏まえて、本年度、統一基準を策定するということであり、先日、9月13日にその基準が示された。今後、「一部負担金の徴収猶

予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取扱いについての一改正」の通知をもとに、当町においても、国・県の指導、近隣市町の動向などを踏まえて、減免要綱等の整備について検討したいと考えている。

【高齢者の行方不明問題について】

発生からの明確な分析について

答 現在、鬼北町の100歳以上の戸籍上の在籍者は106名で、内5名は生存が確認できる方、残りの101名が生存が確認できない方である。生存が確認できない101名の内、96名は、戸籍の附

票に住所の記載のない方、5名は、国外に出国したままになっている方である。

先日の新聞報道では、90名が戸籍の附票に住所の記載のない方となっていたが、これは「100歳以上」の高齢者のうち、戸籍の附票に住所がなく、またその戸籍に100歳未満の在籍者がいない者

を報告した数値であり、今回の96名については、100歳以上で、その戸籍に100歳未満の在籍者がいる6名を含めたことにより、対象者が増えたものである。

先ほどの96名の内訳について、当町の戸籍上の最高齢者は149歳の男性である。この方を含め

40歳代・14名、130歳代・301名、120歳代・24名、110歳代・20名、100歳代・8名となつてある。なお、男女の内訳は男性が59名、女性が37名である。

また、高齢者が戸籍上なぜ生存したままになつているかということが、死亡届を基に除籍処理を行つていているので、何らかの事情により死亡届が出なかつた場合や、死亡であつても、本人の住所・氏名・本籍等がわからぬ行旅死亡人等で、本籍がわからぬため本籍地に死亡届が送付されなかつた場合などが推測される。

【町内各地区の伝承について】

町内の主な美談、またそれら

は、すべて住民基本台帳を基にしているので、戸籍の在籍有無により行政サービスに影響があつたり、また人口統計等に支障が出るといふことは一切ない。

広報きほく 2010-11 6